

## ◎東京都公安委員会告示第 131 号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

### 1 検定の実施期日及び時間

#### (1) 学科試験

令和8年7月11日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

#### (2) 実技試験

令和8年10月3日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

### 2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

### 3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

### 4 検定予定人員

60名

### 5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和8年5月27日（水曜日）及び同月28日（木曜日）の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
03（3581）8201

6 申請手続

(1) 申請方法

警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請

(2) 受付期間

ア 警察署に持参

令和8年6月3日（水曜日）から同月5日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

イ 警視庁行政手続オンラインによる申請

令和8年6月3日（水曜日）午前8時30分から  
同月5日（金曜日）午後11時59分まで

(3) 申請先

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(4) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2 葉

ウ 前(3)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各 1 通

(7) 前(3)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(4) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書  
ただし、前(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(5) 検定手数料 16,000 円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線 30312